

平成 2 5 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 5 年 9 月 4 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成25年9月4日（水曜日）  
午前10時30分 開会 午後 0時01分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長 齊 藤 秀 雄 議員 副 委 員 長 吉 田 けさみ 議員

委 員 阿 部 かをる 議員 委 員 待 鳥 美 光 議員

議 長 菅 原 満 議員 副 議 長 栗 原 次 男 議員

委員外議員 金 井 伸 夫 議員

総務環境常任委員会委員長 阿 部 かをる 議員（兼務）

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長 富 澤 勝 広 議会事務局次長 本 間 修

議事課長補佐 平 川 京 子 主 事 小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

意見書案の調整について

その他議会運営に関することについて

・ 議員報酬について他

午前10時30分 開会

○齊藤秀雄委員長 議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、会議には、議長とオブザーバーとして副議長、委員外議員1名に出席を求めていますことを報告いたします。

本日は、会派から提出された意見書案について、その他議会運営に関することについて審議をいたします。

本日の資料を確認します。本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

ただし、公開する資料はございません。

初めに、意見書案についてです。

各会派から提出された意見書案について、順次御意見を願います。

まず、新しい風から提出した意見書案の説明をお願いいたします。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 原発事故子ども・被災者支援法に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書を提出しました。

読んだほうがいいですか。

○齊藤秀雄委員長 読んだほうが、皆さんの理解が深まるからお願いします。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 一応提出した時点でのことで書いておりますけれども、その後動きがあって、復興庁から、8月30日にこの中で求めています基本方針が出されて、今パブリックコメント中なんです。

ですので、このことについてももし合意が得られれば、その現状に即した形に内容を修正したいと思っているのですが、とりあえず今書いたものを読んで説明とさせていただきます。

昨年6月、超党派の議員により提案された原発事故子ども・被災者支援法、（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が国会において全会一致で可決成立しました。

この支援法は、一定の線量以上の放射線被曝が予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者みずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って適切な支援を行うこととしています。

また、国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることを定め、子供の生涯にわたる健康管理、被害者側の立証責任を伴わない医療費減免等、原発事故による被害者一人一人の生活再建並びに健康管理を実現させる画期的な法律です。

本法律は、その理念にのっとり、被災者生活支援等の施策の推進に関する基本方針を定めな

ければならないとされていますが、成立から1年以上が経過した現在も、支援対象地域の具体的な範囲設定や具体的な支援策を含む基本方針はいまだに策定されていません。

福島原発事故は発生から2年半が経過してもなお収束の見通しが立たず、被災者は放射能汚染と被曝の脅威にさらされながら、子供たちを初め15万人が故郷を追われ、家族や地域共同体が分断されたまま避難生活を強いられています。被災者の心身の疲弊が深まる中、被災者の声を反映した具体的支援策の実現が急がれます。

和光市内においても、原発事故から避難してきた方が将来への不安を抱えて生活している現状に鑑み、必要な支援を講じるために、法の理念に基づく具体的支援策の着実な実施と充実を求め、下記のとおり要望します。

#### 記

1 原発事故子ども・被災者支援法に基づく施策の早期実現に向けて、基本方針を速やかに定め、予算措置（平成25年度補正予算及び平成26年度予算概算要求への計上）を講じて、各種の施策を早期に具体化すること。地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○齊藤秀雄委員長 今、新しい風待鳥委員から説明を受けました。

それでは、原発事故子ども・被災者支援法に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書に関して、公明党、いかがですか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 提出されたことに対して言えばいいですか。先ほど待鳥委員から8月30日に支援法が出されているということで、復興庁のパブリックコメントが実施しているということですが、もう1回その辺を確認したいと思うんですね。

この案に関しては文書等をもうちょっとわかりやすくすれば、この時点での意見書としては賛成をしたいと思っております。ただ、先ほどの件があると、これを今出すことにはそぐわない意見書になってしまうので、できたら取り下げということにしたほうがいいのかなどという感じがしますが、出された待鳥委員に確認をしていただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 今、公明党阿部委員からの質問に対して、新しい風、待鳥委員はどうお考えですか。

○待鳥美光委員 この支援法に基づいての基本方針ということで、被災者の声を酌んだ形で基本方針を策定することと、それから福島県内か県外かを問わず一定の線量基準を設けて、そこを対象地とすることが支援法の中で、決められているんですけれども、実際に今、パブリックコメントに係っているその基本方針では、福島県内の33市町村を限定的に対象地域として確定をしているということと、それから被災者自身のいろいろな市民団体とかいろいろありますけれども、そういった声を一切聞かずに、復興庁の内部で案を策定して突然示されたということがあります。この意見書自体は早期に実現をするということになっておりますけれども、これはあくまでも支援法の精神というか支援法のコンセプトを生かした形で、それに基づいての基

本方針ということなので、現状そうならないことに対しての意見書に中身を修正したいと考えています。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 そうしますと、全く違う意見書の内容になってくると思いますので、これを審議すること自体が今、時が合わないと思うのです。

ですから、これを修正するという事は、今の時点では不可能だと思いますので、待鳥委員の思いはよく理解するところではありますが、この時点でのこの案では、最初そういうことがない時点では、この文言を調整すれば賛成したいという会派での意見でまとまっていたのですが、今の時点でのこの意見書案は、できたら賛成できないということではなく、取り下げていただいて、新たに出していただくのが一番いいかなと思っております。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党も、これには全面的に賛成できると思っていました。

それで、8月27日現在の新聞記事だと、まだ基本方針が策定されていないということだったんですよね。法律の中身としては、支援対象地域の子供の定期的な健康診断や妊婦の医療費免除などを国に義務づけたという中身なので、要するに、意見書の言わんとするところは記の部分だと思うんですよ。ですから、その記の部分の1が必要かどうかわからないんですけれども、基本方針を速やかに定めというところを削除すれば、1の部分は生かせるんじゃないかと思うんですよね。ですから、条文を簡略化するかどうかわからないけれども、今の情勢に合わせた形で説明に当たる条文をなくして、主張として記のところの、基本方針を速やかに定めを削除すればこのまま生かせると思いますので、ぜひ出していくことについては、私は賛成です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員、いかがですか。

○金井伸夫委員外議員 公明党の意見に賛成します。

○齊藤秀雄委員長 それでは、基本的に提案自体の賛成が、日本共産党のみで、それ以外賛同を得られておりませんので、残念ながら意見書案はまとまりませんでしたので、副議長提案の意見書案とはなりません。

全員賛同ということが大前提ですので、御理解ください。

続きまして、公明党から、若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書。これに対する提案説明をお願いいたします。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 では、案文を読んで、御説明とさせていただきます。

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書。

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯がふえた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層と言われるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若

者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら苛酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ、国を挙げて若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって、政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

#### 記

1 世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」づくりを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。

1 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な勤務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。

1 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透に努めること。

以上であります。

○齊藤秀雄委員長 阿部かをる委員。

○阿部かをる委員 若干補足説明をさせていただきます。

景気が上向いていると、数字上はそういう報道がされておりますけれども、実際の国民生活者が実感できるにはまだまだ至っていないのが現状であります。

企業が得た利益をきちんと賃金に反映し、生活者が実感できるようにすることが求められていると思います。過去デフレが続いて失われた民間給与は平均約10%と言われておりますが、この景気が上向いているときに、賃金に実際に反映されるルールをつくっていることが大事であると思っております。

記1の子育て支援では、幼児教育の無償化等、本当に子育てしやすい、そういった対策等を拡充していくこと。

それから、最後の1のところでは、いろいろな行政サービスの窓口がありますけれども、ハローワーク以外はなかなか情報が伝わってなくて利用がされていないという、こういったジョブカフェとか若者サポートステーションとか、また女性が働くために利用できるような窓口、マザーズハローワークとかさまざまありますが、そういった情報をしっかりお伝えして、また運用の改善等、また相談窓口等の周知を図っていくことが大事であると考え、この意見書を出させていただきました。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、今の御説明いただいた意見書案に対して、御意見を申し上げます。

まずは新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 この意見書の趣旨というか、意見書自体には賛成なんですけれども、この記の下具体的なその要望事項にもう少し具体性があるといいという意見が、会派の中で出ています。

特に、派遣法の問題等が根本にはあるのではないかということで、もう少しこの、具体的なその方策というかそういう要望に修正をしていただけたらということでまとめています。

○齊藤秀雄委員長 基本的には賛成という理解でよろしいですか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 はい。

○齊藤秀雄委員長 続きまして、日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党も、例えば最低賃金の引き上げでは、もうこれからは時給1,000円という主張を持っていますし、それから、ブラック企業についても国会で随分問題にして取り上げてきていますし、公表もしなさいという立場でやっていますので、言わんとする中身はわかるんですけれども、とりわけ記の1番目で、世帯収入増加に向けて政労使によるその賃金配分に関するルールづくりをと書いているのですが、これはもう本当に可能性がないと、今の状況だとね。ここのところの新聞を見ても、派遣法を改正するというような形で業界がこれを求めているということも記事になっています。

今、派遣労働者がふえていく中で、労働組合そのものがつくれないと。みんな働く人たちがばらばらにされている状況で労働組合がつかれない。仮に労働組合をつくれれば、まず労働組合の役員になっている人たちを真っ先にロックアウト解雇していくような状況があります。ですから、この政労使による賃金の配分に関するルールづくりって、これは本当に難しい問題だと思うことと、使用者側がまず言うことを聞かないような状況になってきていると思うんですよ。そういう意味では、使用者側が本当に強くて、労働者側が弱くなっていると。本当に自分たちの主張がやれないような状況が生まれているので、できれば、もし文章で変えていただければなら私たちも賛成できるんですけれども、今のこの状況では賛成することはできません。

それで、もし変えるとしたら、案として1番目のところですけども、世帯収入の増加に向けて政府として賃金を上げる目標をしっかりと持ち、政府としてなんです。政府として賃金を上げる目標をしっかりと持って、例えば内部留保の活用などを図りながら賃金を上げる政策を進めることと、政治の責任、イニシアチブをしっかりとりなさいという中身で文章を書いただけのようなのであれば、賛成できるかなと思っています。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 確認です。ということは、訂正案を受け入れていただければ賛成しますという理解でよろしいですか。

吉田委員。

○吉田けさみ委員　そうです。今の私が申し上げたことを記の1に置きかえていただけるならば、賛成できるかなと思っています。

○齊藤秀雄委員長　わかりました。

それでは、金井議員、いかがですか。

○金井伸夫委員外議員　賛成します。

○吉田けさみ副委員長　議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員　私たち緑風会も、基本的には賛成の方向で考えていました。ただし正直なところ、これだけの社会経済的な動きを意見書で果たしてどこまで生かされるのかという疑問は残ります。今、共産党、吉田委員がおっしゃったとおり、企業体が協力してくれなければ、一切実行不可能な話ばかりなんですよね。ですから、実現は非常に厳しいけれども、意見書として出すには間違いはない方向だという理解で賛成します。

○齊藤秀雄委員長　議事を副委員長と交代します。ここで、新しい風、待鳥委員及び日本共産党、吉田委員が意見を述べて、修正を前提とした賛成となっていますので、その辺、公明党、阿部委員、いかがですか。要は、修正が受け入れられなければ反対しますという意見になるかどうかと思うんですよ。

阿部委員。

○阿部かをる委員　そうですね。

今回の政労使の3者で協議するという事は、初めての取り組みだと思うんです。やっぱり自然的に賃金が上がるのを待つのではなくて、そういった環境づくりを目指すために設定された政労使間の協議であるわけでありますので、そこで本当に実際の中小企業がどれだけそういう対応ができるかというのは、やっぱり議論をしていく過程の中で、そういう方向に持っていくということが絶対必要なわけでありますので、その、今賛成ですという言葉と、このところを変えなければ賛成できないというところでは、皆さんの合意形成の中で可能であればしていただければと思います。ですから、日本共産党、吉田委員の言った、その一文を変えなければ賛成できないということに関して、ほかの会派の方がどう御意見を持たれるかで変わってくるかと思っています。提案した私ども公明党会派では、合意形成ができればぜひ出していきたいという思いでおります。

○齊藤秀雄委員長　御存じのとおり、基本的には全員一致というのが大前提ですので、それは了解しますよね。

阿部委員。

○阿部かをる委員　ただ、金井議員が賛成と言いましたけれども、日本共産党の意見に賛成なのかどうかはわかりません。

○齊藤秀雄委員長　違うんです。論点自体は、日本共産党吉田委員は新たな修正案を出してい



ます。その修正案がのめなければ反対しますという立場になります。ということは、反対者が出るということは合意形成がなされなかったということになるわけです。ということは、日本共産党吉田委員と公明党阿部委員の話し合いになるかと思いますが。

阿部委員。

○阿部かをる委員 ということでもないですね。私は合意形成が図ればいいですと言っているわけですから、ほかの会派の方が納得なのかどうかで変わってくると思います。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。（午前10時52分 休憩）  
再開します。（午前10時57分 再開）

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 公明党のこの意見書に賛成します。

基本的には、この文言の変更については反対します。ですから、この意見書から踏み込んで日本共産党が言う政府が主体的にこの賃金を引き上げることに関しては、反対です。だから、このままだったら賛成ですということです。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。（午前10時58分 休憩）  
再開します。（午前11時01分 再開）

意見をいろいろいただきましたが、残念ながら合意に至っておりません。

ということで、意見はまとまりませんでしたので、副議長提案の意見書案とはなりません。それでは、次に進みます。

日本共産党から原発の再稼働方針を撤廃し、再稼働した大飯原発の停止を求める意見書（案）が提出されています。

それでは、日本共産党吉田委員から提案説明願います。

日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 それでは、提案説明をさせていただきます。

東日本大震災での重大事故から2年半が経過しても収束のめどが立たない東京電力福島第一原子力発電所で、新たに300tもの汚染水漏れが発覚、一部は海に流出した可能性があり、衝撃を与えています。

原発事故は「これが最悪」ということさえ想定できません。二度と、原発の大事故を起こすことは絶対に許されません。

既に日本の原発からは2万4,000tもの使用済み核燃料が作り出されました。各原発のプールには、大量の使用済み核燃料が貯蔵され、各原発が再稼働すれば、プールは数年で満杯になってしまいます。

原発稼働を続ける限り、処理する方法のない「核のごみ」がふえ続けます。これ以上危険な遺産をふやし続け、将来の世代に押しつけることは許されません。

環境省などの調査からも、再生可能エネルギーの導入可能量は、全国で20億キロワット以上になり、原発54基の発電能力の40倍です。この大きな可能性を現実にする本格的な取り組みを

開始すべきです。「即時原発ゼロ」を実現しつつ、電力やエネルギー、日本経済などにかかわる国民的課題の解決に当たることこそ、国民の安全と生活に責任を持つ政府がとるべき姿勢です。よって、再稼働方針を撤回し、再稼働が強行された大飯原発を速やかに停止させることを求めます。という中身です。

それで、大飯原発を含むすべての原発が停止して、私たちはもう原発ゼロの状況で生活してきたという時期が2カ月近くあったわけです。今でも電力は余っているということも報道されていますし、今企業では、盛んに再生可能エネルギーの開発に取り組んでいることも進められていますので、やっぱり原発ゼロにして、その再生可能エネルギー、これを生かしていくと。それは今の日本の現実からすればもう今すぐにも可能なんですよ、ですから、この意見書をぜひ提出させていただきたいと思っています。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 今、提案が終わりました。

それでは、新しい風から御意見を求めます。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、この意見書には賛成です。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 結論は反対であります。

最終的には原発ゼロというのは、公明党としてもそういう方針の意見でありますけれども、再稼働した理由もさまざまいろいろな調査の結果、合意を得て再稼働しているわけでありまして、また再生エネルギーの導入ということでは、本当に官民あわせて全力で取り組んでいるところではありますが、それにはまだまだ時間がかかるということの中で、やはり慎重な取り組みをしていかなければならないということで、この意見書に対しては反対をいたします。

○齊藤秀雄委員長 それでは、金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私もこの意見書に反対します。

なかなか、再生可能エネルギーに全面的に転換するとしても、電気料金はかなり上がってしまうんじゃないかというおそれがありますので、反対します。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も基本的には反対です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

ということで、今回のこの原発再稼働反対の意見書に関しては、まとまりませんでした。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 公明党は、最終的にはやっぱりゼロにすべきだろうとしていますよね。だけれども、ゼロでも今は実現可能なんですけれども、その点についてどう思いますか。

それから、金井議員。電気料金が上がりますよねと言っていますけれども、今東京電力のあ

あいう事故に対してどれだけのお金が投入されているかと考えると、将来的には原発のほうがお金を使うんですよ。その辺をぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、続きまして、次に進みます。

やはり日本共産党からの提案で、憲法第96条を改定しないよう求める意見書です。

それでは、提案説明をお願いします。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 それでは、案文を読み上げます。

憲法改正を進めやすくするために、憲法第96条に規定されている憲法改正の発議要件を、衆参の「各議員総数の3分の2以上の賛成」から「過半数の賛成」にしようという動きが強まっています。また一方で、第96条改憲に反対する慎重な動きも出ています。

そもそも憲法は、権力者を縛るものであり、法律よりも厳格な手続が必要になっています。それは、その時々政治の多数派によって簡単に憲法を変えさせてはいけないものであり、一般の法律以上に改正のハードルが高いのは当然のことです。

世界でも「3分の2」の条件が一般的となっています。

権力者が判断を誤って暴走することのないよう、憲法第99条では天皇や閣僚、国会議員、公務員に憲法を尊重し擁護する義務を課しています。

憲法第96条を改正することは立憲主義の原則自体を壊してしまうことになります。

改憲の発議要件を「3分の2」から「過半数」にするということは、国会のかかわり方を、普通の「法律」並みにすることです。これでは憲法を国の最高法規とした意味がありません。憲法を思いどおりにしようという「国家権力」に対する「縛り」を解くことになります。「戦争の放棄」をうたった第9条を初めとして、全条文を政治に生かすべきです。よって、憲法第96条を改定しないよう求めます。という中身なんです、若干説明させていただきたいんです。

この憲法第96条の改定については、まず憲法のどこをどう変えなければいけないという提案、それから議論、これを全くないままにして憲法第96条を変えて、その憲法を変えやすくするという条文をつくることは、本当にこそくなことなんだということが、憲法を変えたいと考えている小林節大学教授だとか、それから右翼の一水会の鈴木邦男さん、こういう方も含めて、それから右翼的な漫画を描いている小林よしのりさん、こういう方も含めて、憲法を変えやすくするなんていうことはそもそももう大変な問題であって、憲法を変えたいと思っても議論が違うじゃないかというようなことで、今、世論が醸し出されているところです。だから、本当に国会で過半数で憲法を変えられるようになってしまったら、本当に法律並みにその憲法をなし崩し的に変えられることになりますので、これは絶対に守っていかなければいけない中身だという立場で提案させていただきました。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 以上で提案説明が終わりましたので、意見を求めます。

それでは、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、この意見書には賛成です。

1点だけ、下から3行目の「戦争の放棄をうたった第9条を初めとして」という1文が、第9条の問題は確かにあるんですけども、今回の意見書は第96条に限定をして出したほうがいいのではないかという意見です。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 先ほど提案された吉田委員から、本当に憲法の何を改正するのか、それがなくして第96条を改正するのはおかしいというさまざまな有識者の方の御意見を添えてのお話がありましたが、公明党としても全くそのとおりだと思っております。

ただ、改定しないよう求める意見書として出すことに関しては、公明党としては、憲法に関して、憲法のあり方、憲法はどういう内容なのか、本当に市民、国民の皆さんが議論していく、十分議論していった上での何を変えていくかという、そういう過程を経ていくことが大事だということで、ただただ改定しないように求める意見書としての提案には反対をいたします。

○齊藤秀雄委員長 それでは、金井議員。

○金井伸夫委員外議員 憲法を改正するには国民投票が必要なので、たとえ第96条改正によってこのハードルを低くしても、まだ国民投票で国民が判断する機会が残っていますので、第96条を改定しないということを決めつけるのは反対しますので、この意見書には反対します。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会は反対です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

ということで、残念ながら賛同は得られませんでした。

よって、副議長提案の意見書案とはなりません。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 これに関して意見を一言言わせていただきたいのですが、先ほどの働く人たちの労働条件、収入の向上を公明党は提案されているんですけども、憲法の働く義務だとか、あるいは幸福追求権だとか、憲法の条文がしっかりと政治に生かされていけば、それはやっぱり国民が憲法を縛るという立場ですけれども、これが生かされれば、先ほどの意見書案だって、私は出さなくても中身は十分充実していくはずだということを申し上げておきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 それでは、日本共産党の3つ目の提案、消費税増税の実施を中止することを求める意見書案について、提案説明をお願いいたします。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 来年4月からの消費税増税の実施について政府は、ことし4月から6月期の経済指標を踏まえて今秋判断するとしています。

しかし、2015年10月には10%に引き上げ13.5兆円という史上最大の増税を、わずか3カ月間、

ことし1月から数えても半年間程度の足元の経済動向で判断すること自体が、無謀で無責任であることは余りにも明瞭です。

1997年に消費税を5%に増税した際には、国民の所得は着実にふえていました。それでも消費税増税を含む9兆円の負担増によって家計の底が抜け、大不況の引き金を引く結果となりました。

日本の経済は、長期にわたる「デフレ不況」に陥っています。1997年をピークに国民の所得は減り続け、平均給与は年収で70万円も減少しました。そうしたもとの消費税増税は、国民の暮らしと経済を破壊するだけでなく、財政危機を一層ひどくすることになるのは明らかです。

消費税増税は家計を冷え込ませ、地域経済の疲弊を招くだけでなく、地方税収入の減収につながり、自治体の財政をも危うくするものです。

よって、政府は消費税増税の実施を中止することを求めますという案文です。

それで、今、安倍首相が言っているのは、いろんな人たちからの意見を聞くんだと、消費税増税について意見を聞いていますね。その結果、きのう、きょうの報道によると、賛成派のほうが多いと報道されていますけれども、実際このメンバーに選定されている人たちが財界の中心や代表者であったりという形の中で、賛成派のほうがメンバーの中の多くを占めていると。だから、結果として賛成派が多いんだというような報道になっているというまやかさもありませんので、ぜひこの辺を加味して皆さんの御意見をいただければと思います。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、提案説明は終わりました。

新しい風、御意見をお願いします。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 この趣旨については十分に理解ができますし、それから本当に普通の暮らしをしている人たちの声を吸い上げていないということは、今おっしゃったことに同じ思いです。

けれども、今全体として政策は既に動き始めている中で、今この意見書を出すことに対しては、情勢としてはちょっと難しいのではないかという意見です。

○齊藤秀雄委員長 ということは賛成ではないということですね。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 積極的には賛成ではないということです。

○齊藤秀雄委員長 では、公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 消費税を上げる、上げないに関しては、本当に政治的な判断が最終的には求められるかと思いますが、新しい風から今こんなときにこれを出すのは先ほどそういったお話がありましたが、これを中止することは法律を変えることを意味しているわけでありませよ。

今、こういった社会情勢の中で社会保障の安定、それから財政の健全化、また景気、経済へ

の配慮は大変に求められていると思います。社会保障を保っていくためにも消費税増税というのは避けられない現状があるということを確認しております。ただ、上げるに当たっては、低所得者に対する十分な軽減対策をしっかりと行っていった上でということには必ず求められることだと思っております。

この中止ということに関しての意見書に関しては、反対をいたします。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 さきの総選挙で自民党が政権をとりまして、それで自民党の公約が消費税増税ということですから、国民は自民党に政権を委ねたわけですから、消費税増税はやむを得ないのではないかと思いますので、この意見書には反対です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も反対です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

ということで、賛同を得られませんでしたので、副議長提案にはなりません。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 一言言わせてください。

社会保障を守るために消費税増税が必要だという議論は確かにあるかもしれないのですが、ただその社会保障そのものが今、現実的に年金支給額の2.5%の切り下げ、それから高齢者の医療費を70歳から今度2割にふやしていくということであれば、消費税が増税されても社会保障に回らないということが、もう実証されているんですよ。

それから、自民党の公約なんだから増税は仕方ないとおっしゃっていますが、けれども、自民党の得票数、その割合からすると、国民は公約を白紙で公認しているわけじゃないんだということを理解していただきたいと思います。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、次に進みます。

前回の議運で議長から報告がありました、意見書提出に係る2つの案件に対する和光市議会としての対応について、会派の御意見を伺います。

休憩します。（午前11時18分 休憩）

再開します。（午前11時21分 再開）

それでは、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書案の採択に関する陳情について、皆様の御意見を賜りたいと思います。

まず、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、この採択に賛成です。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 基本的には賛成でありますけれども、記の中で石油石炭税の税率の特例に

よる税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める、ここのところがちょっとひっかかる場所ではあります。

○齊藤秀雄委員長 仮にそれを削除すれば賛成するということでよろしいですか。

○阿部かをる委員 先ほど言いました記の、この石油石炭税の税率特例による税収の一定割合を云々という、ここを変えていただければ賛成をいたします。

○齊藤秀雄委員長 わかりました。

日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 地方の森林、林業、山村というものを守り、そして地域を活性化するということからすると、例えば記の中での石油石炭税の税率の特例ということも含めて、財源を示しているんだと思うんですよ。だから、日本共産党としてはこの意見書案で賛成です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 地球温暖化対策が喫緊の課題だとは思いますが、何かこの意見書の趣旨が特定の業界に財源を確保するというような趣旨が読んでとれますので反対します。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会は基本的には賛成の考えです。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

議長。

○菅原満議長 金井議員から反対というお話ありましたが、特定の業界ということではないので、これは誤解のないようにしていただきたいと指摘をさせていただきます。

県でも水源涵養ということで、森林資源の温暖化吸収対策だけでなく、水源の涵養ですとかそういったような観点からも取り組んできていると、そういう趣旨もあるので、知事会などでは水資源の保全ということも当然入れております。山林の維持というのは大変な作業が伴うということもあって、こういうような意見書を出してほしいという関係自治体、議会からの要望だったということでございます。

改めて申し上げますが、特定業界を利するという趣旨ではありませんので、改めて申し上げさせていただきますと思います。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。(午前11時26分 休憩)

再開します。(午前11時28分 再開)

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 どうも私の文書の読み込み不足があったみたいで、失礼しました。

訂正して賛成させていただきます。

○齊藤秀雄委員長 それでは、基本的には皆さん賛成ということになりましたが、公明党阿部委員の主張する石油石炭云々かんぬんという文言に関して、取りまとめられれば副議長提案になります。

その点に関して議論したいと思います。

御意見ありますか。

議長。

○菅原満議長 その部分も当然財源確保ということで、直接的に触れず、財源の確保を図るといことと、当然地球温暖化に資するという形で文章をまとめさせていただいて、最終的に提示させていただいて、それでまとまれば副議長提案ということによろしいでしょうか。

○齊藤秀雄委員長 皆さん、いかがですか。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

では、そのような方向で、基本的には皆さん賛同したということになります。

ただし、議長が、内容に関しては意見を取りまとめて再提出するというので、それを確認の上、承認いただくという方向になります。

それでは、そのように決しました。

では、次に進みます。

議長。

○菅原満議長 それでは、委員長の許可を得ましたので、もう1件、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを前回の議会運営委員会で報告させていただきました。

例文もあわせて御報告をさせていただきましたが、これについて地方税財源の充実確保ということで、和光市も交付団体になったということで、また臨時財政対策債の扱いその他もございますので、御協議をいただきたいということで御報告をさせていただきました。

ただ、個別の税目について大分細かく触れておりますので、和光市としてこの趣旨を生かしつつ、和光市としてどうなのかということで御協議をいただければと思います。

また、予算編成ですとか税制改正は、今後国で動きが出てくるのかなと思いますが、いずれにしる地方財政対策関係は12月ごろにならないと大体見えてこないということもございますので、その点も踏まえて御協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 今、議長からの、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてということで説明がありました。それに関して御意見を賜りたいと思います。

休憩します。（午前11時32分 休憩）

再開します。（午前11時34分 再開）

内容及び方向性について、取りまとまった意見があればお披露目ください。

まずは、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、基本的なこの方向性については賛成です。ただ、細かいその記の中身については、もう少し検討の時間をいただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 確かに充実確保を求めたいと思います。

今、税制改正の真ただ中でありますので、記以下のところではかなりの議論を要すると、



重い内容がたくさん含まれておりますので、今議会で提出するのではなく、十分今の現状の推移を見定めた上で、この記以下も和光市独自の議論を尽くした上で、次の機会に提出するのが一番いいのではないかと考えております。

○齊藤秀雄委員長 ということは、今回ではなくて、例えば12月議会に提案していただくという方向でよろしいですか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 もっと議論を尽くさないといけない。記以下の中身においては、全会派で議論を尽くして出さなければいけない内容だと思います。

○齊藤秀雄委員長 ということは、今の段階では反対ということですよ。

阿部委員。

○阿部かをる委員 はい。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 全体的にはこれを出していくことには賛成です。

多くがその現行制度を堅持することという中身にもなっていることと、1点、参考例文として提出されております、地方税源の充実確保についての括弧2「政策的な税額控除を導入しないこと」という、この1文だけは変えていただくことを要求して、あとはこれで提出賛成です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、金井議員。

○金井伸夫委員外議員 地方の財政は、国からの地方交付税に依存するのではなくて、自主財源で賄っていくような方向に持っていかなければいけないと思っていますので、この意見書には反対します。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会は、基本的には内容自体は賛成しますが、時期的な点では公明党と同様の考えであります。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

ということで、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出については合意を得られませんでした。ただし、12月議会に向けて、皆さん大いに議論を高めた上で再度検討するというのを御記憶にとどめてください。

それでは、次に進みます。

8月29日本会議で職員の給料の特例に関する条例を定めることについての条例案を原案可決しました。このことも踏まえて、和光市議会として議員報酬の対応について、各会派の御意見を申し上げます。議員報酬に関していかがが方向性を考えるかお聞きします。

まずは、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風の意見としては、議員の報酬は議員自身が決めるのではなくて特別職等報酬審議会にかけることが原則となっているので、こういうことがあるたびに、議員の中

で自分たちの報酬について検討するという事ではないのではないか、もしも下げるということを検討するのであれば、特別職等報酬審議会にかけろべきという意見でした。

○齊藤秀雄委員長 ということは、基本的に議員間で検討するような話ではないということですね。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 公明党としては、下げるといふことの方角で考えております。

具体的には、12月にも3%、そして既に報酬月額から1万円を削減してありますので、そういうことを鑑みた内容で削減をすべきだといふ意見であります。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 既に和光市議会議員の報酬については、特別職等報酬審議会にかけずに報酬月額から1万円を下げてきたといふことと100分の3カットといふこともやっています。それから同時に和光市の議員報酬の月額が、ほかの市と比較しても低いといふ状況から考えると、私は今回、日本共産党としては引き下げるべきではないと考えています。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 昨年の12月議会で、職員の管理職のボーナス引き下げに議員報酬も同調してありますので、今回、職員給与の引き下げといふことで何もしないといふのはちょっと筋が通らないのではないかなといふ思いであります。

削減の仕方としては、9月から来年1月までの5カ月間の暫定措置でありますので、削減額も決められますので、次回のボーナスのときにその分削減するといふことでやむを得ないのではないかなと考えております。そのかわり、ボーナスの削減分についてはもとに戻してといふことで考えております。

○齊藤秀雄委員長 そうすると、基本的には今回の議員報酬の検討に関しては、賛成・反対のどちらですか。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 削減といふことで、賛成です。

○齊藤秀雄委員長 削減に賛成といふことですね。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も、基本的には応分の対応をすべきではないかといふ方向性であります。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

休憩します。(午前11時45分 休憩)

再開します。(午前11時58分 再開)

それでは、議員報酬に対する対応に関しては、継続して審議することとし、その間、皆さんそれぞれ会派で再度確認をしていただいて、次回の議会運営委員会で諮りたいと思います。そ

れでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

そのような形でとらせていただきます。

次に進みます。

市議会だよりに関することについて、今回の掲載内容について2点を確認します。

1点目は、9月定例会の内容を掲載する市議会だよりは、例年、一般質問について発言通告書の発言事項を掲載しておりますので、今回についても、例年と同様に発言通告書の発言事項の掲載としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

決定します。

2点目は、今回掲載予定となる両常任委員会における決算審査の内容についてです。

ことし5月号で、予算審査の報告形式が両委員会で異なる結果となりました。今回は両委員会が同じ報告形式となるよう、両常任委員長は調整し、委員会の予算審査の原稿を作成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

では、この件については文教厚生常任委員長にも伝えることとします。総務環境常任委員長いらっしゃいますよね。

〔「はい」という声あり〕

それでは、この2点についてはそのようにいたします。

なお、事務局から原稿の確認依頼があると思いますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の案件は、すべて終了しました。

次回以降の議会運営委員会の日程を確認します。

9月17日火曜日本会議終了後、内容については意見書（案）の確認と、その他議運に関することについて、要は、議会報告会の役割分担の確定、そしてきょう継続になりました点に関する詰めを行います。

10月17日木曜日13時30分より議会だよりの編集、作成について行います。

また、議会だより編集事前打ち合わせは、第1回目は9月20日金曜日、本会議終了後、第2回目は10月10日木曜日13時30分より行いますので、よろしくをお願いします。

以上で議会運営委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 0時01分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄